

令和2年度 第5回自治基本条例（仮称）策定専門部会議事録

日時：令和3年2月8日（月）

午後6時から午後9時10分まで

場所：役場4階委員会室

1 開 会

・出席者

部会員：源津 憲昭、新田 睦、京屋 愛子、板東 康治、瀬野 乗昭、佐々木 良栄
森部 富士樹、佐竹 正範

※敬称略 計8名

事務局：まちづくり推進課 今瀧課長、竹本課長補佐、安藤係長、田野主任

2 挨 拶 今瀧課長

3 議 案

(1) 議題

議題1 自治基本条例について

<事務局説明>

- ・今回は、前回に引き続き宿題の話し合いを前半に行い、追加宿題の最後の質問（自由記述）に現状の皆さんの率直な意見を書いていただいているので、後半はその話し合いをしたいと思います。

～議案に基づき説明～

<部会長説明>

(委員B) カラー刷りの資料をもとに説明したいと思います。最初の4枚が今日皆さんとやる作業のこと、後半の4枚は今後役立つであろう情報についてご説明します。今日、第5回の部会ですけれども、この会議が皆さんもっと楽な気持ちになれるように、それから負担を感じるということと、方向性が見えないという声に、提案としてこれからお話する内容になります。提案の基本は、自分たちは120%を目指さずに、自分たちができる100%は何かというふうなことを、今日皆さんと考えていきたいという主旨になっています。次のカラー刷りのページを見てもらいたいんですが、これは専門部会の役割が左から右に、上から下にどんどん広がっていきますよということを表しています。今後の方向性を考える図になっています。専門部会の役割と考えるものは、私が考えるものは緑色で枠にしたり矢印にしたりしています。まず一列目、左から一列目、ステップ1とステップ2で現状のまちづくりの課題と「こうなったらいいな」というのを考えました。二列目は条例の条文に関わってきます。Q1からQ6の意見を出していただきまして、今日読み込んで、あとで提案しますが、その中から「こうなったらいいな」というのをもう一回考えてみたいと思います。三列目は今一番困っている条例の検討作業になります。一番上の「変更する理由のアンケート」、これも出題が曖昧でご苦労をかけて申

し訳ないんですけど難しかったです。これも今日あとで話し合う予定です。その下の「制度の検討」はQ1からQ6のご意見、「こうなったらいいな」をこれから出すんですけども、出したとしても今の制度がわからないということで、この右向きの矢印が我々としてつなげられない可能性が高いと思います。ここまで見ただけで三列目にある条例の検討作業というのは専門部会の単独では難しいかなというのは、僕としてはそう思いました。その結果、例えば制度とか条文をどこかにお願いしたとしましょうか。そうした場合でも「これでいいですか？」という返しはやっぱり、それで町民がよくなるかっていう返しに対するチェックはしていかないといけない。矢印が右と左に行っていますよと。ですから、そういう役割としては我々はあるというふうに考えを持っています。それで次のページに移らせていただきたいんですが、このページはですね、私たちが今単独でやれる100%はどこなのかということを考えるチャートです。今日あとでQ1からQ6をもう一回読み込んで「これが問題だ」「こうなったらいいな」というのを皆さんと出していきたいと思います。これが一番上の欄です。それで出したときに、その問題とか「こうなったらいいな」が今、ちょっとできていたら△とか、まったくできていなかったら×とか、こういうのは町民として書けると思うんですよね。それと、そうなんだけれども制度がどうなっているかわからないっていうのもあると思います。それはわからないというような印をつけると。そういうふうなことをこのあと説明して、皆さんと一緒にやれたらいいなと考えています。この青で書いた部分が、今の知識で我々がやれる100%かなというふうに私は考えております。青から下にはみ出した部分を見ていただきたいんですが、赤色の部分はできていない部分として条例に不備があるとか、条例がそもそもないとか、条例にあるけれどもやってないとか、色々なことがあると思います。これは役場とか専門家でないといけない部分になってきます。ですから、この赤い部分の我々から見たブラックボックス、この中に条例を変えるかどうかの理由が隠されているんだというふうに私は思います。まだ検討していない意見等の赤いブラックボックスの中にある条例を変える理由を、何なんだというふうに今あちこちから聞かれているというのが、今の状態だというふうに僕は理解しています。それで、僕も答えられないから事務局にお願いして、いったんアンケートをしてくださいをお願いした経過もございます。次のページは、「こうなったらいいな」と条例を変える・変えない理由というチャートがあります。このチャートは、前のページのチャートをそっくりツリーの形式に直したものです。中身は全く同じです。今日考える「こうなったらいいな」が出発点で、下の方は条例を変える理由・変えない理由というものを、つながってますよということを言いたいチャートなんです。三段目の一番下の部分は、先ほどブラックボックスだと言った赤い部分と全く同じことを書いています。このチャートは後ほど条例を変える理由の意見交換の時に役立つと思います。どの部分、どの箱の部分の話合っているかということのを他の人に伝えるという意味で使えるチャートかなと思っています。このチャートについてもう少し言わせてもらいますと、出発点が条例を変えないということであれば、「こうなったらいいな」というのは考えなくていいわけですね。ですからこのチャートもいらない。出発点を、条例を変えるというところから出発しているのだから、我々は「こうなったらいいな」というのは必ず出せるんですよ。ですから今の議論もこの中身を見ないで、変える、変えないの表面的な議論、ですから「こうなったらいいな」を実現するために、前のページの赤いブラックボックスの中を見て色々考えないといけないと思うんです。それは、私たちは考えられないんですよ。例えば、変える必要があるかないかをブラックボックスのところを見て考えると。変えたいか変えたくないかっていう聞き方もある。変えた方がいいか変えなくてもいいかという質問の仕方もあります。

現状はいいか将来はこれでいいかという問いかけもできます。変える理由は何か？変えない理由は何か？というふうに問いかけることもできるわけなんです。ですからここは幅広く話し合っていけばいいんじゃないかというふうに考えています。以上が、私の考えた私たちの仕事の範囲はどこまでか？ということと、今後どういう方向でやっていくべきなのかという私の考えたところになりますので、あとで皆さんとよく話をしていきたいなというふうに考えています。これでいったん今日のテーマを終わって、今日の作業の内容ですが、後ほどまた始める前に、もう一回やりますんでざっと聞いてほしいんですが、このチャートはこれまでお話ししました「こうなったらいいな」というのをこれからみんなで作業をしてアウトプットする用紙です。アウトプットっていうのは、誰かに受け取ってもらう内容だと、まとめの内容。で、そのチャートは役場なんかに参加してもらって制度を検討してもらったり、条文を検討してもらう出発点になるチャートにしたらどうかなというふうに思っています。ぜひ後ほどの作業にご協力していただきたいと思うんです。それでやり方なんですけれどもQ1からQ6あるんですけれども、よく見るとQ1とQ2はくっついているんですね。Q3とQ4もくっついています。古い条例の制度と新しい制度。Q5とQ6もくっついています。対応と反映ですから。だいたい20分くらいで行いたいと思います。始める前にもう一度説明しますけれども、始めの1分は皆さん自分の意見を見ていただいて、色々な書き方をしたんですけれども、これが問題だから「こうなったらいいな」と単純な形で自分で言い換えてメモをしていただくと。1分か2分かけて。これが問題の部分はこの問題以外の言い方があると。「こうなっていない」とか、「こうして欲しい」とか、「これが困る」とか、「これが足りない」「これがわからない」そういう理由であれば何でもいいです。あとで事務局の方と一緒に整理し直しますんで。右の方は「こうなったらいい」とか、「こうして欲しい」とか、「もっと増やす」とか、「こういう制度がいい」とか、「はっきりして欲しい」とか、これからこうしたいということを書く。できるだけそういうペアになるように、組みになるように作業を進めていきたいと思います。それで前回皆さんに出していただいた意見以外でも、思いつくことがあると思うんですね。こういうふうに考えるとか。これはあとでどんどん追加してもいいです。メールとかで思い出したやつを。それから他の人と重複してもいいです。とにかく出しましょう。そして考えてメモができた人から手を挙げて順番に発表するというにしたいと思います。それで左と右、両方書けないよという場合はどっちか片方でも結構です。それを出したあと、それは今△なのか×なのか、ちょっと制度がわからないから原因はわからない、クエスチョンとか。これぐらいはちょっと添えて言っていたら、事務局に書き込んでいただくようお願いしてあるんで。その時にそれだけじゃちょっと足りないよという人は、ちょっと自分で意見を言っていただいても結構です。それから、この間書いた意見をちょっと言い換えられないわという人はパスしていただいて、あとでまた提出していただいても結構です。メールとかファックスで。それをQ1とQ2を一緒にしてやって、次Q3とQ4を一緒にしてやって、今日3組、20分か25分くらいずつかけてやっていきたいなというふうに思います。あとで事務局と整理して次回ぐらいに皆さんと、まとまったのはこうだけれども、こういう優先順位にしましょうかとか、そういうお話はしたらできると思いますので、今日はスピード重視をお願いできればなというふうに思います。このチャートが私たちのとりあえず今まで5回やってきた会議のまとめの成果物として出せたらなと考えています。ちょっと説明が長くなったんですけども、続けてやらせていただきます。我々が出した「こうなったらいいな」という願いは、制度にさせていただいて条例にも書いていただくと。こういうストーリーです。そんなことをうまくやっているところはあるのかと

いうのを調べると、ニセコ町でやっている事例があるんで、どこまでできているかわかりませんが、それについて少し説明したいと思います。条例は専門家に任せるんですけども、こういうことができるんじゃないかということをお我々知っておいた方がいいと思うので説明したいと思います。ただし、あんまりそこは深入りしたくないという人もおられるかもしれませんが、それはそれでも全然大丈夫です。「こうなったらいいな」がしっかりみんなが出せばそれでいいと思います。ではこのニセコ町の事例を説明するのは、それを真似る目的ではなくて「こうなったらいいな」をどういうふうにして条例に結び付けていくかという事例を知っておくという意味があります。今後この資料はまた必要に応じて使いたいと思いますが、次のページのこれはまちづくりの一番原則のところを書いてあるんですが、ニセコ町のまちづくりの基本原則の特徴は、町民参加のためにわかりやすい情報が必要なので、赤で囲ってある情報共有の原則と、緑で囲ってある情報共有の町民参加の、一体で切り離せないと言っているんですね。下の列にいきますと、一番左はまちづくりの基本情報共有、まちづくりの基本は情報共有だと言っているんです。この場合の共有っていうのは町民がわかるっていう意味なんです。町民がわかりやすいのが情報共有だと。2番目は誰でもわかりやすい情報を見れるんだというふうに言っているんで、アクセス権というふうに書いています。3番目はわかりやすく政策の企画の始めから説明する行政の説明責任はあると言っているんですね。4番目は町民参加ってどういうことかって言ったら、具体的な制度の中で意見を言って役場と共有する、そういうのが町民参加だというふうに言っているんです。だから町民検討会議とかまちづくり町民会議で、そこで意見を言う。美瑛町は赤字で書いてあるのが美瑛町で、原則のところには情報提供以外はあまり規定がありません。次のページです。これは情報共有っていう原則をうたっているだけじゃなくて、実際の制度でやってますよっていうことを説明しています。美瑛町は赤字です。それが条文になっているんですね。まず下の列の左から3番目は役場にある文章を出す、出せばいいだけというのは情報公開って言っているんですよ。難しくてもいいんです。左から1番目と2番目と4番目はわかりやすい情報という意味。町民参加に町民が意見を言うのに必要なわかりやすい情報、これが1番と2番と4番だと、僕はそういう分け方をしています。情報公開と共有は別。例えば一番左の町民予算っていう「もっと知りたい今年の仕事」っていうのは200ページくらいの町民向けに書いた冊子が全戸配布されています。毎年、予算の前に。というか予算ができてからかな。一番右側はニセコ町の町民の意見の反映のメインの部分になるんですが、例えば下に6つほど制度が書いてありまして、まちづくり町民講座とか色々あるんですが、こういうところで意見を受け止めて継続的に一体的にフォローしていくという体制になっていると思われま。この点、赤で書いた美瑛町は意見の把握と対応と反映と制度が別々の条文に書いてある。だからそれぞれ単独になっているところが違いとしてあるなというふうに思います。次のページです。町民参加が情報共有と一体になったので、残りの町民参加の部分を書いてあります。ということで主に文章だけ書いてある。特徴としては青少年や子どものことがちゃんと書いてあります。それと町民の責務っていうのも総合的視点っていうのは皆さんの意見の中にも書かれていますけれども、それってどういうことなんだという解説書には別途書いてあるというふうなところがちょっと違いかないと感じています。最後のページですが、コミュニティを具体的に支援する条文があるんですね。皆さんのQ1からQ6の意見でも自治会の活用意見がかなり出ました。ニセコ町では自治会とか各種団体を条例の中にきちっと位置付けをして、町が補助金とかスタッフが支援するとかそういうことを規定しています。ですからみんなの意見を自治会に対してはそういう検討が必要かもしれないということ

を考えました。ちょっと長くなりましたが私の説明を終わりたいと思います。今の内容でご質問ありますか？そうしましたら、進め方とか役割については後半で意見交換ということで、皆さん作業の内容をもう一度、戻っていただいて。作業のやりたいということがわかりましたでしょうか？最初Q1とQ2で自分のご意見で出された質問の1と2ですね。質問の1はSTEP1からSTEP2で出た「決まってから出てくる」「わかりにくい」という課題を踏まえ第6条のままでいいですか？Q2っていうのは「今ある会議は町民に公開されていますか？また条例ニュースのようにわかりやすい説明がありますか？」という部分です。その中で皆さん何個か意見を書いておられると思うんですけども、その意見で今から考えていただきたいんですね。これが問題、こうなったらいいなっていうのを組みにしてちょっと考えていただけますか？

(委員C) こないだの続きのところということですよ？こないだの続きのQ2ということではなくて？

(委員B) Q2からなんですけど、Q1も関係するので、Q1はこういうやり方をしませんでしたので、ちょっとQ1も戻っていただいて、関連しているものがあると思いますので。

(委員C) Q2は条例ニュースのようにわかりやすい説明がありますか？のところについて？

(委員B) それに出された意見と、それから前回やったQ1で出された意見と両方見ていただいて、何個かご自分で言えると思うんですね。「こうなったらいいな」というところとか。

(委員C) その自分の意見を・・・ごめんなさい。私理解できないんですけど・・・。

(委員B) 自分の意見を・・・。

(委員C) 自分の意見をそこに箇条書きにするということでしょうか？

(委員B) これが問題ですと。で、こうなったらいいなっていうとこに、こう自分の中で変換してちょっとメモしてほしいんですね。色々な書き方があるのでその中からそれを引っ張り出してほしいんですよ。ご自分で。

(全員)・・・。

(事務局) 例えば、どのような感じになるんでしょうか？回答から引用しても構わないんですけど。

(委員B) 私、言いますね。私は7つくらいあるんだけど、あとからまた出します。一つは「決まってから出てくるのが問題」

(事務局) 宿題に対して？宿題に対してこっちを出していくんですよね？

(委員B) 僕はQ1の方で「決まってから出てくるのが問題」で右側には「企画段階から町民にわかりやすく説明する制度があったらいいな」というふうに僕は思っています。

(委員B) 最初ちょっと時間をかけてください。もう一つ言いますよ。審議会のこと。Q2の方ね。「審議会等の非公開が例外なのに適当に決められるようになってるのは問題ですね」、で「きちっと決めてほしいな」と。そういう感じで。

(事務局) 第4回の方の宿題の回答用紙のQ1とQ2を見て・・・。

(委員A) そういうふうに考えて出したんじゃないかって？こんな感じかなって感じで、はっきり言ってあんまり深く考えないで・・・

(委員B) だから今一度ね、本当に自分は何を要望しているんだというふうに考え直してみるっていうのかな。私もそういう書き方になっていないところもたくさんあったからね。ちょっと時間とりますね。

(委員A) 「決まってから出てくる」とか「わかりにくい」っていうのが問題だっていう質問です

よね？だから、それでどういうことが考えられますか？っていう問いだと私は思っていたのでちょっと・・・。

(委員B) まあ理由を考えてもいいですけど、そしたらどうしてほしいの？って言われた時に、そこもちょっと出してほしいっていうことなんです。だからわかりやすく説明してほしいでもいいんですよ。あとで直しますから。

(委員A) 例えば私はね、Q1で前は、審議会等が承認の場になっていたっていうことが問題かになって書いたんです。そういうことでいいんですよ？今までのやり方に問題がある・・・

(委員B) だから、そこは右側はわからないけど左側だけ言ってもらったらいいです。承認の場になっている。右側はわかりません。制度がどうなっているかわからないから。

(委員A) 公開されたらいいなとかそういうことでいいんですか？

(委員B) そういうことでいいです。

(全員)・・・難しい・・・。

(委員C) そもそも、それがこの状況でわかるなら、なんか・・・どうなんだろうっていう気もするんですけど・・・。

(委員G) だから6条を、現の6条がこのままでいいですか？っていう問いなんですよ？違う？「決まってから出てくる」とか「わかりにくい」の前にこのままでいいのかっていう・・・。

(委員A) だから文章はそのままでいいと思いますって私は書いたんですけど・・・。

(委員C) 内容はいいと思いますって・・・。

(委員A) 中身はもうちょっと多くしてもいいかなって書きちゃったんですけど・・・。

(委員B) 例えば条例をね、今のご質問ね、今のままで条例いいですか？って言ってもいろんな意見が出てくるじゃないですか。6条はこのままでいいですか？って言っても色々な意見が出てきていると思うんですよ。そしたら、どうなったらいいの？っていうのをやっぱり考えたいと。このままだったら役場もなかなかどうしていいかわからないですよ。

(委員G) どこの自治体見てもこういうこと書いてあるんですよ。私ちょっとすごく自分が負担になるって書きちゃったんだけど、これをね、自治条例っていうのを色々なところを調べていて、条例があった前回みたいなどころまでいっちゃって、そういう本を読んだりして、そうするとね、自分でなんかね、どうしたらいいのかわからなくなっちゃっていったっていう、なんか私みたいなものが関わっていいものかっていう、そういうとこまできちゃって。本当に単純なところで考えればいいと思って、私みたいなものでもわかるようなところでできればいいなと思って関わらせていただいたんですけど、これは町長さんがね、なるときにこういうことをおっしゃったことから始まったと思うんですけど、自分が関わっちゃダメなところに関わっちゃったなって。そういう感じになってきてしまって。いろんなのが出ているのでちょっと読みすぎちゃったっていうところもあるかもしれないんですよ。それで町民とは何ぞやみたいなことから始まって、そういうのを定義していくのに・・・。私ほんとに前回の時に簡単な気持ちでここにいる、住んでいる人とか、働いている人とか、簡単な気持ちだったんだけど、それを一回帰って考えて調べてみたんだけど、よその自治体のとこの書いてある条例っていうのは、各地の特色が出ているのは前文のところだけに特色が出ているところが多くて、あとの内容っていうのはみんな同じような「幸せに暮らせるまち」とか、幸せって言った人それぞれに違うんですよ。価値観も違うから。そういうとこまでいっちゃって私どこから考えていいのかわからなくなっちゃって本当に申し訳ありません。私はそういうことまで考えちゃって。難しいなと思って。これで難しい問題で片付けちゃって。こんがらがっちゃ

ったというか。そういうのが自分の正直な気持ち。ていうのが、安易な気持ちで関わっちゃってよかったんだろうかなって。そういうようなところまでいっちゃったっていうところも自分に反省してるっていうところですよ。

(委員B) あのね、そういう難しいことをないようにしようという提案なんだけれども、例えばね、Q1とQ2は情報ということで難しいと思うんだけど、例えばね、Q3だったら今の町民意見の把握の制度の実施状況の課題を聞いてるんですね。そしたら結構これに書ける部分あるかなと思うんです。例えばね、委員Aさんだったら年齢の格差とか公募の方法を検討してほしいと。で今どうなっているかはわかりませんと。左側はわからないけど右側の方はそうしてほしいと。委員Cさんだったらアウトプットの方法が見えるようにすべきだと。これは右側を言っているんですね。で左はわからないような書き方になっているんですね。そういう出し方をしたらどうでしょうか？できませんか？

(委員C) ……わかんない……。私も委員Gさんと同じようなお気持ちでいるんですけど、相当読み込んで、これがどう行われているかを理解しないと、これに答えられないですよ。相対的な美瑛町のものを読み込んで実際どうなったかが、行政にどう反映されているかを全て把握してないと答えられないような質問ですよ。じゃなくて、最初に説明していただいたこの中身はすごく理解したんですけど、そうだなって。絶対この役場の中でしか分かり得ないことじゃないですか。そこを「こうなったら」「あんなったら」って言えないというか、わからないなと思って……。

(委員G) 6条のところって町民がまちづくりに参加するって、町民って誰を指してるのかなと思って。よその自治体を見たら市民とかってなんかの定義があるんだよね。だからそういうところを読んでたら頭がね……。

(委員B) そうしましたらね……わかりました。今日、Q2からやることにしたので、皆さんQ2のところは見てきていただいていると思うんですよ。そして、こういう書き方がちょっと難しいというか、それは事務局とか私たちが書き方考えますから、こういうふうにしてほしいんだと。あるいはこういうのが問題だというのを、ちょっと短くですね、3行くらいあるけど2個くらい入っているものもあるから、そういう出し方できますかね？皆さんのこのQ2だったら、今ある会議が町民に公開されていますか？条例ニュースのようにわかりやすい説明がありますか？っていう、ここで書かれた皆さんの意見をもう一度見ていただいて、これが問題だ、こういうふうにしてほしいっていうことが言えるかどうか、ちょっと考えてみてもらえませんか？

(委員H) たぶん詰めたことをやって回答がしやすい形でするんであれば、このQ2と3に対しては第〇章の第〇条の中の見直しというか、施行方法を出してもらいたいような形にして、全部今ある現行の条例の〇条に視野を向けてやっているということで理解してもらった方が、回答が、意見が出しやすいんじゃないかと。それがなければQ1からQ6を作っていただいたのが、第〇条に足りないものを考えていくというふうにした方が回答しやすいかなと思いますけどね。

(委員B) いやそれは、条文に関係のあるような議論になると難しいと……。

(委員H) でも今の条文を皆さん一生懸命読んできてるんですよ。理解しようと思って。その中でこの条文はこのままでよくて、もっとこういうふうにした方が、条文を足した方がいい悪いっていうのが持っていくやすいと思うんです。それができるかできないかはまた別として。そういう意見の聞き方をした方が、たぶん皆さん回答がしやすいんじゃないかなと思うんです

よね。

(委員B) だから条文をこういうふうにした方がっていうふうに出していただいた方がいい。それが出てきたらベストです。条文こうしてほしいって。

(委員H) だから結局、前文で言うとそのまま読んでいくとおりなんですけど、第6条から参加できるようになってますけど、それに対して施行規則がなくて必要かどうかこの文章だけで第6条7条がいいのかどうかという形をとっていった方がいいのでは。一生懸命読んでこの問題と条文を照らし合わせて考えていくとなかなか難しくなるのかなあと。できれば今までのやつは意見として積み重ねた方がいいと思うんです。その意見は今ある条例のどこの部分にぶつけられてるのかっていうのを、第4回と今回の会議で付け合わせて考えるようにすればどうなのかなあと。条例については皆さん何回も読んで一生懸命理解して、この条例をもとにいい条例を作ろうとしているのか、全部ご破算にして条例を作ろうとしているのか、その辺の認識もなかなかとれない部分があって、現行条例に沿って足りないもの、追加したいもの、未成年にも権利を与えとか。よその条例にはあって美瑛にはないっていうような形があるので、そういうのを盛り込んでいった方がいいのかなと。まあ個人情報のこともありますけど。個人情報保護条例かな。現状に沿わしていった方が理解しやすいのかなって思いますけどね。

(委員F) 前回の役場でいただいたワークショップの設問33、34、35っていうカラー刷りのやつ。前回の会議の時にいただいたやつありますよね。その33、34、35ってものがちょうど設問の1、2、3、4、5、6のところちょうど対応している部分なんだろうなって思って私はいたんですよ。それは捉え方自体もやっぱりそれぞれ違うと思うんですよ。だからここで作業をするというよりは皆さんの意見をうまく出していただいて事務局としてまた議事録としてまとめることはできますよね。そういう流れの中で、たとえば問題点が把握されてくるっていうこともあるんじゃないかなって思うんですよ。おそらく皆さんQ2からQ6までの自分の考えとして述べるつもりで来てませんか？それと新しく出てきた「なぜ条例を変える必要があるのか？」っていうテーマの、第5回の宿題として出ましたけれども、おそらくこれを今日やるんだろうなって皆さん来ているんだと思うんですよ。そういう意見を出してもらいながら、そこに含まれている課題っていうのを事務局で拾い上げてくれるような形を取った方が時間的にちょっとあれじゃないかなって思うんですけどどうですかね？進め方としてはどうですかね？

(委員H) この作ってくれた絵はとてもわかりやすいんですよ。今までのまとめだとか図になっているやつはわかりやすいんですけど、美瑛とニセコを比較した中であるなしってことなんで。そこに何を加えていくかっていう話し合いでいいのかなっていう。Q1とQ2と前回のやつをまとめてってなるとなかなか難しく、意見が出たものが今の条例のどこの部分にかかってくるのかが見えないとなかなか先に進んでいるイメージが湧かないというか。

(委員B) わかりました。なんか条文の話になると、とても難しいっていう反応が前回のアンケートであったので、条文の話はやっぱり専門家にもう入ってもらわないと、ここでやってもいいですけど、できるかどうかは専門家でないとわからないので。それを出せる方は今日出していただいて、ただ「こうなったらいいな」しか言えない人はそれだけでもこの会議の意味があるというのが私の意見なんですけど。だから条文も、僕は例えば、委員会の公募の比率をもうちょっと増やしてほしいってのが僕の意見なんです。そういうふうに直接言える方は言ったらいいし、審議会の公開はどういうものを公開するかしないかっていうのを決めてほしいってのは僕の意見ですけども。そういうふうに条文のとこまで言えない方は「これはおか

しいな」とかいう形で言っていたとか。

(委員H) それは皆さん第〇条のここが、ちょっとこういうものを取り入れたらいいんでないかっていう、お話ができていると思うんですよね。それはたぶん一生懸命読んでいると思うので。理解できない部分はその場で「この〇条は理解できないんだ」というふうに問合せでも構わないと思うんですけど、その時の会議の中で。意見しづらいよ、ではなくてちょっとここがわかりづらい、施行規則がわかりづらいっていうのを、皆さんで話し合える場の方がいいのかなと考えているんですよね。

(委員B) わかりました。そしたらQ2はですね、第7条、前回の資料の第7条に関係するんですが、皆さんの意見は第7条以外の意見も書いてあるんですね。Q6との関係する部分とQ5に関係する部分も出てきていますので、その辺あまり気にせずに、そしたら意見を出してもらおうということにしましょうか？そしたら、ちょっとこういう固いものではなくて、楽な形で出していただくということで、もう一度仕切り直して進めていいですか？そしたらQ2について皆さんの方から意見出せる方から出していただきたいんですけどね。

(委員F) ではQ2のトップバッターで行きます。公開されているかどうかっていうのは、おそらく一番わかっているのは役場ではないのかなと思っているんですね。というのは情報を一番持っているのは行政の側だと思うんです。ですから、その辺は条例の運用がきちんとされているかどうかっていうのは、やはり行政側で確認をしていくことなんだろうなと思っています。それから審議会については広報とかに出たり、プールの時とか体育館の時とか色々ありましたっけね。出ていたと思うんですけど、それがどのように表現されていたかっていうのは正直いってあまりその時のことは記憶にありません。おそらく、それも役場が一番理解していることなんじゃないかなと思っているんですよ。一番はどうやってそこの意思決定に至ったのかというプロセスを本来町民が知るべきなんじゃないかなと思っています。おそらく始めに答えありきではないと思うんですけども、その経緯のプロセスだとか、どんな意見がでたか、どんな討議がなされたかという多様な意見とかを、きちんと吸い上げていっているのかっていうのは私はやっぱり大事にしてほしいなと思っているんですよ。公開されているかどうかっていうのは正直、全て100%かどうかっていうのは正直わかりません。

(委員A) 自分の関心があること、ここはやりたいっていうところは調べたりとか、ここの書類を出してほしいとかはやってましたけど、町民だと聞きづらいですよ。町民でも何でこうなっているのかなってちょっと言いづらい。そういうのがなかなか公開されていない。以前は答えありきだったということは審議会をやっていた人は思っていました。その辺については情報公開はされていない。出してくださいと言えば議事録は出してくれるんですけど、でもそこがどういうふうに書かれているかはわかりませんが。

(委員B) 私、ちょっといいですか。審議会の公開に努めますっていうのを、もうちょっときちり表現してほしい。どれを公開するしない。それが1点目。2点目は審議会の公開の意味がわからない。議事録なのか映像なのか傍聴なのか、そこで町民が参加してなんか意見を言えるのか、そういう公開の意味。でこういう審議会があるっていうのを審議会の名前をきちり町民にわかるようにしてほしい。もう一つは、こういうメディアで探しやすいわかりやすく、どういうタイミングで情報を出すかっていうのも、ある程度はつきりさせてほしい。そういう意見を持っています。

(委員H) 第6条、第7条になるんですけど、第6、7条を遂行するために第3章があるのかなと思うんですけど、第2章が第3章につながってくる感じがするんですけど、条例と施行規則が

でてきてると思うんだけど、町民がまちづくりに参加できるという状況を提供します、第7条では審議会等の情報は公開します・・・ただし省く規定があります。個人的な意見なんですけど、それに則ればね。町の機関は町民への説明に努めます。どのような方法かっていうのが第3章にうたっているのかな？この情報提供に関しての施行規則が足りないのか、第3章に載ってきてるのか、載ってきているのであれば第〇条の施行規則に載っていればわかりやすいのかなと、基本的にね。それに足りない部分は、もしなければそこに足していくような形をとれば、審議会等を町民への説明に努めます。どういうふうに努めているのかはでていないし、Q1ないしQ2の僕の意見としては方法がただうたっているだけで、方法がでていないのかな？探せばでてくるのかもしれないけど。

(事務局) 情報の公開の方法については、美瑛町の場合は情報公開条例に規定されています。

(委員H) そうなると、ここの施行規則の中にカッコ書きでもいいからここに載っていますっていうことを添えてもらわないと見づらい条例となるんだと思うんですね。

(事務局) 情報公開条例にもとづく規定が条文の中にあるとわかりやすくなるのかなと思う。

(委員H) 条例としては見やすい条例となるのかなと思います。その文章もまた解いていかなければならなくなっちゃうんだけど。その部分をまた皆さんで熟読させてもらって、情報の提供の文章がこれで足りるのか足りないのかがでてこえば、見やすいのかなと、条例を理解しやすいのかなという気持ちはあります。

(委員D) 7条で言っている審議会等の会議はっていう言葉の定義は、第2条で規定しているんですけど、この表現が曖昧なんじゃないかと思うんですけど。ここに規定されているまちの機関というのが町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などで、審議会等が町の機関に置く附属機関及びこれに類するものとなっていますけど、これが15年前に、この条例を制定した時の状況に応じた言葉の使い方をしていると思うので、ここはもうちょっと具体的にこの委員会や審議会は公開するというふうにしてもいいかなと思います。

(事務局) 審議会等については過去の条例の策定過程資料を見てみると、ご覧の審議会がありまして、まちづくり推進課では、まちづくり委員会や景観審議会がこれに当たりまして、これ以外にも動いている審議会、案件がないため現状では動いていない審議会などがあります。これらの審議会については基本的には議事録を公開したり、会議の公開を進めていきたいと思います。

(委員A) この情報は以前いただいた資料に載っていましたか？

(事務局) 一般には公開されていないと思います。

(委員B) 私の意見では、こういうところで審議会の書類は公開すべきだって言って公開してもらっても、なかなかわからないところがある。だけれども、中にはね重要な建設計画とかっていうものが入っているものがある。だからそういうものが、例えば先ほどのニセコ町の町民向けの今年の1年の説明書、役場の仕事こうなっていますという中に、ここの意味するところをわかりやすく書く。そういうのが必要じゃないかなと。だからさっきニセコ町の例では、この内容を、議事録を公開する情報公開と、町民が得る情報は別の考え方でやっていて、この会議はわかりにくい、わかりやすいっていうのがあったんで、そこはやっぱり全体的に配慮するような。それはね、理念だけ書くんじゃなくて、制度としてね、そういうものが必要。例えばニセコ町だったらまちの役場の職員がこのテーマについてってことで、町民講座っていうことで説明して、そこで意見を受けて、持ち帰って、反映してっていうことを何百回も、そういうのを開催してるんですね。だから、200ページの冊子をもっても町民は見るわけですね。そこで

話を聞いているから。だから町民意見がどうなっているかっていう皆さんのたくさん出た意見、そういういろんな制度を持ってこないと解決しない。ただ書いてもらってもどう反映されたかがわからない。これはこれでね、公開非公開を役場で決めたものでいいんですけども、町民に出すのはわかりやすくっていうのは、ちょっとさっきのところに書いてほしいんですけども。色々な事業の計画、評価を書いた方がいいと思う。まちづくり委員会は、例えば建設なんとかっていうのは、途中経過は全部出ていますけれども、それにしても意見反映されないですよ、あそこは。ほとんど決まってからでてくるから。だから企画段階から町民にこういうことを考えてますっていう、考えてますって。そうしたら、そんなの誰が決めたんだっていう町民もいるかもしれんけれども、それでも検討してますっていうことが大事で。その条文に書けるか、そこはもうちょっと組み替えなければできないのか、そこは、僕らはちょっとそうしてほしいっていうことしか言えないですよ。

(委員D) そういう位置付けとして、まちづくり委員会があるってことですよ。この条例に位置付けられている。

(委員B) まちづくり委員会をもうちょっとたくさんの人をね。美宙に集まってみんなこう、なんかのテーマを、建設計画をテーマにするとかね、今ならBeコインのことなんかよかったので、あういうふうなやつをね、あれも決まってからじゃなくて、やる前から構想段階からやればいいと思うんですね。だからそれは要するに、条例じゃなくてもいいんですね。そういう制度をやれば。たぶん条例に何年もかけていっても、そういう制度を実践した上で書いてる。これは、僕はあると思っている。

(委員D) ここで言うところの情報公開っていうのは、町民の意見をちゃんと行ってもらうっていうか、町民が意見を出しやすいように行政の情報を取得するため、町民側が。そのための情報公開っていうことじゃないかなというふうに思う。

(委員B) ここで言う情報公開っていうのは難しい書類なんですよ。で、それは出すと出さないは、町民がわかる、わからないの問題じゃなくて、みんなが見てるよってことによってその会議の質が高まるという効果があるんですよ。環境汚染の会社名公開と同じで。そういう性質のものだと思っているんですね。町民意見に対する情報公開とはちょっと違う。

(委員D) 町民の意見を出すために行政が何をやっているかという情報公開をするんだけど、そこはできるだけやさしく公開してねっていうこと。

(委員B) この専門部会でも7月からずっとやさしくしてほしいというテーマだったけれども・・・。

(事務局) いったん休憩を入れたいと思います。

～休憩～

(事務局) では、後半を始めたいと思いますが、進め方としてはどのようにしますか？

(委員B) この進め方ではちょっと時間がかかりそうなので・・・役場の話、先にしますか？

(事務局) わかりました。本来予定していた追加宿題のQ4の自由記載について、率直な意見をということで、今、すでに話し合っているとは思いますが、それについて、一人ひとりのご意見を伺って、今後の専門部会の進め方や方向性について、一度議論をできないかなと思っていたんですけども。

(委員B) はい。お願いします。

(事務局) それでは、第5回専門部会の宿題回答一覧の一番最後のページになりますが、自由記述の欄ですが、皆さまこれまでの進め方を見ながら、率直なご意見を出していただいているんですけども、今日の前半でもお話いただいたんですが、改めて皆さんのご意見を伺って、今後、専門家の方にも相談をしながらこの会の進め方を決めていきたいと思っておりますので、それについて意見を出していただきたいんですけども。

(委員A) さっきもお話したんですが、よく理解ができないというか、だいぶ苦労して考えていました。あと、また新しい宿題が来たので、一応私は、今日はQ6までやるっていうふうに思っていて、そのあとの宿題は何のために、どういうふうな形で、何のためにやっているのかわからないので、宿題の意味がわからないと書いたんですけども。あとは早く、コロナ禍で大変だと思うんですけども、講師の先生をきちんとそういう予定があるんだったら、そういう先生のお話も聞くと、まったくちょっと違った、部会長が一生懸命考えてくれているので、出していただいていますけれども、どういうことを手直ししていくのかということ、そういう話が出てくると思うんですね。こんなふうになっていたらいいよねとか、その辺はちょっと聞いてみたいなと思って書いています。あとは、体系図というか、町民憲章ありますよね。それと、もう一つが自治条例になって、その下に色々な条例があるのか、今この条例ってどこに入るのかわからないので、そういうものを、きちんと体系を作った方がいいのかなと思って書きました。あとは、細かい条文のことについては専門家に任せて、何を盛り込むか、これが問題だからこうした方がいいって話もきちんと入れていく。それが条例の条文に沿ってやった方がわかりやすいと言えばわかりやすいのかなって思います。

(事務局) 先ほど委員Hさんからご意見があったと思うんですけど、条文を見ながらどこを修正していくかを、ある程度決めながら議論をしていくと、宿題の回答もわかりやすくなるのではというご意見だったかと思いますが、条文をどう修正していったらいいか、どういうふうに落とし込んでいったらいいかということについては、なかなか我々だけでは考えづらい部分があって、先ほど委員Bさんからも話があったんですけど、皆さんの意見をどう集約して条文に落とし込んでいくかの作業については専門家をお願いしないと難しい部分があるんじゃないかというご意見があって、それで、条例に落とし込む作業と宿題の回答の議論を平行して行っていないと、何のために議論をしているのかが、皆さんわからなくなってしまうという状態に陥ってしまうのかなと思っていますので、その辺も専門家の方にお力添えをいただいて進めていく必要があるのかなというふうに考えています。

(委員F) 細かいことを私たち決められないと思うんですよね。だから本当にそこに自治条例に必要なものはなんだろうってみんなで意見を出しあって、それを煮詰めていく方がいいのかなとは思うんですよね。あとは専門家の方をお願いする方がいいんじゃないですか？

(事務局) 先ほど「町民の定義をどうするか？」という議論があったと思うんですけど、町民の定義を広げれば広げるほど、色々なメリットデメリットがあるということで、皆さん勉強されていると思うんですけども、その詳しい説明は正直我々もできないので、例えば町民の定義を広げると、本来定住されている方以外の意見も反映されていくということで、これまでとはまちの方向性も変わってくるというあたりは、文献の中でも紹介されているんですが、その辺の具体的な説明がなかなかできないんですけども。ここで町民の定義とは何ぞやという議論をした時に、ここに専門家の方がいて、すぐに回答をしていただくことができると思うんですよね。それであれば、我々はこういう考え方で進めていきたいと思いますという話し合いの進め方をすることができるんじゃないかなと思っていますよね。

(委員C) そもそも、この委員会で条例を決めるなんて最初から考えてなかったんですけど、そんなことができるとは思っていないと思っているんですよ。ここの自分達の意見で条例を作るなんて思っていないんです。逆にいるのかなって思っちゃったんですけど。そういう場ではないと思っているんです。だから当然、専門家の方にお話を聞きながら文章を作ったり、法的な部分をクリアしながら作成しなければいけないと思うので当然かなと思うんですけど、そうすると、この部会で話し合われてきたこととか意見を吸い上げることって、逆に言うとうどういう方向がいいのかなって思っていますよね、私も質問が理解できないって言ったのは、この条例がまちづくり委員会の、この部会の一番最初のQがあるじゃないですか。ここで「見直しが必要ですよ」って言い切っちゃって、これを具体的な理由で説明できるように箇条書きで項目を出してください、で最初の段階で全部変えるなんて言ってなかった気がするし、いいものを加えるというその検証すら、今あるものすらどうなっているのかが、それがどう15年間守られてきたのか、これができてきたのかすらも検証されていないのに、そこからの見直しじゃないだろうかっていう話があったんじゃないかなって思う気はするんですよ。なので、ここで今変えるとするならば、仮にということであればいいと思うんですけど、ここで今その質問に対して答えるってことはどんな意味があるのかなって思ったんです。だから最初に委員Bさんが作った資料はわかりやすいなって思ったんです。そのとおりだなって思って。こういうふうに進めていくことで、この赤枠で書かれた部分は、本当に私達はどうなってきたかわからなかったし、わかりうることは本当に、私もUターン組なので、ここ3、4年ぐらいの状況しか知り得ないんですけど、ホームページとか広報でしか、まちの情報って知り得ないんですよ。それと、そもそもなんですけれども、この条例のことをまちの50人ぐらいの人に聞いたんですけど、正直誰も知っていると言ってませんでした。それでいて、今このことを変える、変えないってどうなんだろうって思って。それこそ町民の意見ってどうなんだろうって。みんな知りもしないことを、この間の条例ニュースは、ほんとにわかりやすいニュースがあったんですけど、でもその時も今後知らせる時には、例えば、町内会にこれを落としていくべきかという話が出たと思うんですけど、そこら辺はどうなったのかなって思っているんですよ。そもそも条例があることすら知らない町民に、これがこうなってますというのをやっていくもう少し、そんなに拙速に急いでやってしまった方がいいのかどうなのかもよくわからず、なんなんだろうというか・・・結論があるわけではないんですけど。当然専門家なしで作れるなんて誰も思っていないし、そうするべきでもないと思いますし。

(委員H) ここで議論したことを少しでも多くの人に知ってもらってというのは原則であって、行政側からしたら、報告したから見ない方が悪いんだと、公告の義務は果たしているんだという、果たしてそれでいいのかどうなのかということがあって、そこをどういうふうに町民に知らせるかということが第一であって、我々が意見を一生懸命出し合って、条例の専門家の人が考えてくれて、どうですかと町民に出した時に、いいも悪いも返事がなかったらちょっと寂しいもので・・・。

(委員C) 今までやってきた何回かの中で、そうやってわかってない、誰も知らないっていうところは皆さん意見が一致しているのに、そこをやっばりまたこれも、今の話し合いも無視していくのかな、どうなんだろうと。

(委員H) それは条例を見直していくときに、どう・・・ニセコ町はどうだ、そこの地域のは立派だと、そこの地域の何パーセントの人が知ってるのかと言ったら、50パーセントが知っていたらすごいと思うし、町も独自にするべきだと思う。せつかく作っているのだから。全部

そうなんですけど、町の事業を公告しました、何にも回答がないので審議しました。で次回でまた公告します。何もなかったのをこれで進めます。で進めたことが何から始まったのかが見えないところはあるので。それをやっぱりなくさなきゃいけないのは、条例で文言をしっかりと作っていく。皆さんがしっかりと理解しなきゃいけないっていうのはわかるんですけども。

(委員C) こういうことをやっているんだっていうことは、もうちょっと周知してもいいんじゃないかなと思うんですけど。

(委員H) まちづくり委員会もそうなんですけれども、上がってきたものを我々が最初の段階で理解してたかっていうと、理解していなくても町の方はこれを見せましたという感じなんで、見ない方が悪いみたいな、見ないからそのままやりましたというところもあるんで。結局議会に上がって討論はするけど反対する理由はないんですよ。作り上げれるところが町の皆さんの意見を吸い上げれるように、それと町長の意見も町の意見もあるだろうし。だから専門家の意見を聞きながら条例に付け加えていくか否かっていうのを進めていく方がいいのかなって、そのために意見をいただいている。

(委員C) 当然それが「こうなったらいい」と具体的にご意見があったり考えがあったりする人は当然いるべきだと思うんですよ。それはそれで吸い上げていただければいいかとおもうんですけど、決定づけることが普通にできることでもないんで、当然専門家の意見で。それは言える人は言ったらいいですもんね。だと思えます。単純におんなじ人がいるので、私なんか全然そんなに思いつかないので、こういうのがあったらいいな？というものがあってもその程度に過ぎないから。

(委員H) その程度に尽きるんです。

(委員C) 私の場合はそうなので、そういうふうにしかな意見を出せないんですけど。一応なんとなく方向性が、これはちょっと今日ついていかれたので、こういう感じになっていけばわかりやすいと思ったんですけど、それと、例えば単純に今日の作業がちょっと結びつかなかったんです。これも今どこなんだろうってちょっとわかんなかったというか。

(委員B) それは申し訳ありません。

(委員C) すいません。私が理解できなかったのが問題なんですけど、それがわかんなかったのと、なんとなく周りの状況を見てまたそれが、ここに来てしまうと同じことを、今までダメなんじゃないって、同じことをやっているような気がしてしまっただけ誰も知らないよなと思って。あと一部の方から町民の方に「まちづくり委員会の者なんですけれども意見を聞かせてください」と言うと、それ一体何？って。怪しくて、まちでやっていることなのか、個人でやっていることなのかわからないから申し訳ないけど怖くて答えられなかったって言われたんですよ、その方に。そっか、そうなんだなと思って。そこまでの周知なんだよなと思って。毎回毎回まとめて出すのはもちろんなんですけど、広報であるならば毎回こういうことやってますよとか、丁寧に書ければなというのもあったんですけど、やっていかないとまた同じ知らない間にこうなっていたんだっていうふうになっちゃうんじゃないかなっていう気がしました。しょうがないんじゃないといえばそうなんですけど、だってこれ何年もかかるんですよ？1年ってわけじゃないんですよ？同じ形になっちゃうんじゃないかなって、今している議論が。これがよくないって言っていることを、同じことになっちゃうのはどうなんだろうって。どうしたらいいのかなって思っています。

(事務局) その辺は前回にも紹介させていただいた、例えば100人ワークショップをやりましょうとか、有識者の講演会ですとか、専門部会にオブザーバーとして町民の方に来ていただく

とか、色々な形で多くの町民の皆さんに関わっていただけるような取り組みを進めていければいいと考えていますが、今5回やってきて、ニュースと広報でしか周知はできていないので、確かに周りに話を聞いていくと全然話を知らないという人がいるということで。

(委員C) 確かに全然知らないよという方が多くて、お会いした方にはこういう取り組みをしているんですよって口頭で説明するんですけど……。

(委員A) 本当にこれに関わっていくって大変ね、大変だわねって、それでそれだけ。あとほんとにまとまるの？って。まとまんないでしょって言われてしまって。いや、まとめるつもりはないからそういう意見を聞きたいっていう、周りの人から。

(委員B) 私の、まあ今日の中でも言ったんですけど、役場の中にも専門部会というのが、こんなに自由に一つのテーマで、役場のプレゼンなしの会議で議論できるのは美瑛他にはないですよ。けども、要望する相手が前にいないっていう会議もないんですよ。だからなんとかしないといけないという思いで、今日提案したんですけどね。なんか役場に受け皿みたいな事務局以外になんかちょっと、話を聞いてくれるようなグループを作っていただけないかなってというのが一つお願いなのね。検討していただけませんかと。専門家呼んでも、なんか専門家がここに来ていただいても話難しいと思うんですよ。専門家と役場が話すのが一番いいのかなってというのが一つあるんですよ。それと今ある条例を、どこをどういうふうに変えたらいいかっていうふうな方向ってというのは第3回で説明会を聞いたときにまとめは大体そういう方向だったよねと。ただその追加するのがね、事前に応じて追加するのが大きいのか小さいのかがわからん。だから変更は変更だと。けど条例の専門家から見ると、新規になるのか追加になるのかは僕らはわからないですよ。

(委員H) わからないけど単純に今の条例の第〇条に対して、こういうふうにしたらいんじゃないかっていう意見を取った方が早いのではないですか？

(委員B) それは早いですね。

(委員H) それを皆さんで一人ずつ第〇条に対してこういう意見があるという形で。あとは他の地域の条例にあって美瑛にはないってのが第3回の際に①から⑧まであったので、これもよそのやつを見ながら入れたらいいのか、入れなくてもいいのかって議論の方が、さっきもあったが、町民以外の人で働きにきている人とか、外国人の方とかの意見をどう吸い上げるのかということも。そういう簡単なことを条例に落とせるかどうか専門家の方に見ていただいてっていう形の方が、皆さんもたぶん条例を一生懸命読んで、これ足したいな、これなくてもいいって意見が出てくると思うんですけど、そういう形の方がいいと思う。

(委員B) まあその方がいいと思います。

(委員H) 条例を読んでもらって。単純に。その方が意見として取りまとめをしやすいのではないかなと思うんですよ。

(委員B) ただその条例の目的がね、より良いまちづくりということなので、私の意見のところに書いたんだけどね、町民も知らない、役場の町民集会ってのは書いてあるのに一回もやっていないという、そしたら守らなくてもいい条例っていうことは、基本条例っていう基本とは役場と町民と議会との関係が、どういう関係になっているかということが今書いていない。これは自治という自治条例でもない。だからやり方は有効なんだけれども、自治基本条例に今なっていないから、住み良いまちをみんなで作ることを自治基本条例にすることと言えば大変。けど、その辺は、僕はちょっと気にしている。だから寿都町の核のゴミみたいに町長が決める。住民は何も決めないってというのは、いくら条例があってもそういうことはあつ

てはならないですね。そういう意味もあると思います。住民の方が何にも意見できないし、町長がやっぱり意見を言わなきゃいけないし、町民に対して。

(委員H) 意見をまっすぐ集めて自分なりに今の条例をどこの条文にぶつかってきてますよっていうことでいいのかなっていうふうに思いますけどね。

(委員B) それ一番早いですね。そこを検討してくださいっていう。

(委員H) その意見が条例に入らなくても、率直な意見を出してもらえればそれでいいのかなって。町民の方には知ってもらう必要はあるんだけど、まずは進めないと落としどころがないとか、進めていく人たちが滅入ってしまうとか。やっぱし、たたき台は作っていいか悪いかを判断して。単純なことでもいいのかなって。ここまで意見が出ているので。一生懸命皆さんに書いてもらって。第3条はこのままでいいよっていう人もいるだろうし、今までの中で何かを入れたらいいやつ、8項目の中で入れたほうがいいのかと思うやつ、そういう単純な意見で入れていった方が難しくないのかなと思ってるんですけどね。

(委員G) 私が最初に条例を勉強するに当たって、最初に条例を全部読んでチェックしたんだけど、自分が感じたところにチェック入れていってるんですよ。これはどうして？これはどうして？って。だからこういう単純な一つひとつを見ていければ、検証していければ私にはやりやすかったかなと思います。

(委員H) 第〇章ではこう、第〇章ではこうというふうに進めていけばわかりやすいかなと。

(委員B) 章ごとに区切るということですね。そこまでは逆にしんどいかなと思ったんですけど。

(委員H) できるかどうかは別にして、今のやつがこういうものになるんですよというか。

(委員G) 私ここに書いてあるのはクエスチョンマークなんです。なんか自分には感じるところを全部チェックして書いてあるんだけど、そういうことは今まであんまりなかったんで、自分の条例を知るいいきっかけになって、こういうところは私にはちょっとわかりづらいとか、これはどうなっているのかなという単純・・・。

(委員B) 条例のここがクエスチョンとかっていうのを簡単にリストアップするっていうのもやっていったらいいっていうこと？

(委員G) その方が私はやりやすかったというか、まずこれを知らなきゃいけないので、読んでいくうちに、私ここのわかりづらいとか、この委員はどういう関係の委員なんだろうとか、そういう細かいことが色々出てきたので、それについてここに書いてあるんだけど・・・

(委員B) コピーしたやつにちょっとこう印つけて書いて提出するっていうのはできます。

(委員G) そう。だから今更なんだけど・・・。

(委員B) いやいや、いいと思いますよ。そういうのを出すようなのもいいですよ。

(委員G) 問題点は皆さんこの宿題で色々書いてくださっているんで、そこからまた吸い上げていくっていうのもやっているんで、部会長の作ってくれた表もね、「こうなったらいいな」っていう方向に向かってできていってると思うので、それがいいと思っているんですけど。

(委員B) そしたらこういうのを事務局とか私の方で一回作ってこんなものだろうかと、皆さんどうですかという、そういうステップ入れましょうか？

(委員G) 作るってことに決まっているんだから、なんとかもうやっていかなきゃいけないんだって。

(委員C) わかります。私もさっき7条のくだりがあって、審議会等の会議がってところの審議会等ってどれがそれですか？それすらもわからないのに、その議論の答えなんて出ないと思うんですよ。その全てを知らないといけないQ&Aにも答えられないですよ。だから一個一個

そのわからないっておっしゃったのがすごく理解できる。それを読み解くっていうか、そしてそれを今までどうやって役場の方で施行してきたのかっていうのがわからないじゃないかっていう、そこはご説明していただくしかないと思うんですよね。役場の方に。で、こういうやり方の方が、我々市民はわかりやすいですよだったり、この方がいいんじゃないですかっていう意見がでるんじゃないかなって思うんです。

(委員B) それでは、今出ている意見をまとめますと、委員Hさんと委員Gさんが言われたように、今の条文のコピーの上にここがおかしいんじゃないかということのをちょっと赤でね、赤で書いたようなものが一つあると。

(委員G) おかしいじゃなくて疑問に思っていることを・・・。

(委員B) そうそう、そういう気付いたことを出してもらおうという、非常にダイレクトにやってもらう。あとこれは事務局とか私らもちょっと手伝うけど、簡単にね、この下に入れ込むような作業をすると、勝手に言ってますけれども、一緒にやらせてもらえませんか？今日書こうとしたやつが、やっぱりちょっとこの場では難しいということがあるので、この中から読み取らないといけない。

(事務局) 具体的に条文なのか章なのかは別として、それをもとに例えばどうなんだと、条文を理解しなければだめなんだけれども、現状がどうなのかと、そして課題があるのかなのか、課題を解決するためにはどういうことをやったらいいのかを条文ごとに皆さんから意見をいただいてまとめた上で専門家の人に意見をいただいて、その条文をどのように改正したらいいのか、改正する必要がないのかを、そういった部分はある程度、全部整理して、あとそこに新たなものが必要であれば、これを条文化できないのかといった作業を進めていった方が建設的というか、順序立ててやっていった方がわかりやすいのではないかなと思うんですよね。これだと、どれとどれがつながって、結果がどうなるのかが見えてこないから議論しづらいから、具体的にゴールじゃないですけど目標に合う条文があって、その条文にどうアプローチしていったらいいのかを具体的に覚えていった方が、皆さん作業しやすいのかなという気がするんですよ。だから細かい条文一字一句どういう解釈をしているのかじゃなくて、この条文を一回理解していただいた上で、現状を議論した中で、事務局側で整理していくという形の方が、一番順序立てて建設的な議論がしやすいのかなと思うんですよね。

(委員B) だから、私が言いたかったのがもう一回、皆さんに書いてくださいという宿題をやめて、出していただいたものを読み砕いて一回作ると、事務局と。そういうのはどうですか？これをもう一回書き直してほしいというのは難しいと思うんですよ。

(事務局) これは条文に紐づいている設問なのでこのまま活かせる部分もあると思うんです。それを1条1条やっていくのがいいのか、章単位でやっていくのがいいのかはまた話していかないといけないと思うんですが。

(委員C) 条例と施行規則を並べていただくのはとてもわかりやすいと思うんですが、条例で見ると施行規則がどこなのと探さないとわからないというか。

(委員H) 質問は簡単でいいと。それに対して事務局で、どこでうたっているということは調べてもらいましょう。個人情報保護条例がどう入ってくるのかとか。

(事務局) その方が全部を作り直した方がいいんじゃないかとか、一部改正でいいんじゃないかとかの話も進むんじゃないかなと思うんですよね。

(委員H) 第1回の時も今のまちづくりの問題点は？っていうのは出てきているわけなんですよ。それがどこの部分に入ってくるのかっていうことは皆さん勉強していると思うので。第2

回のワークショップまでで出していて、皆さん個人的な意見にはなっちゃうんですけど、これはそのままでもいいとかの意見でいいと思うんですけど。

(委員 I) 今日、そもそも論に入っちゃうお話をしたいんですけども、今の進めている部会のやり方にクリアしておいた方がいいと思うことは、一つは、第5回専門部会宿題回答一覧のQ1の委員Eさんのご意見なんですけど、そもそも今回の条例を新しくすることに対して、これは決まったことなのか、やるのかやらないのか、もっと言えば我々委員はやりたいのかっていうこともコンセンサスが取れていない。ここはクリアしていかないと、いややるんだ、あるいは、やる必要がないんだ、その理由までね、ちょっとそこまで共有しておかないとこの先厳しいなっていうふうに思います。もう一つは、先ほど委員Cさんがおっしゃってた話なんですけれども、10人の方に聞いたら現行条例のことはしらんと、誰も知らなかったと。私は7人に聞いたけれどもやっぱり誰も知りませんでした。委員Cさんも聞いて私も聞いて、それはささやかな数しか聞いていないですけども、それだけ知らないものを変える局面にあるのかって言ったらずかなくてもない。先ほど委員Hさんがそれは知らなくてもいいんだと、知らなくても進めていくことだって必要なんだと。必要であれば、それは将来的にやっというてよかったよねと言える日が来るかもしれないから、それは知ろうと思えば知れることだしね、それはいいんじゃないかっていうご意見もあったんですけど、少なくとも知ってもらおう努力というか、条例を作るということに関しては手段だと思うんですよ。住み良いまちづくりをするための手段だと思っているので。さっき委員Bさんが言ったと思うんですけど、別に条例じゃなくたって方法はある。他のやり方をしたって、いいまちづくりに寄与するやり方は他にもあるでしょうと。それでも条例を今作って住み良いまちづくりの礎にしていくんだっていうことに関して、もう少し共通理解をしておかないと、やっぱりそこに立ち返ってくる。我々は言ってみれば自由意見を言う立場であってそれ以上でも以下でもない。だから、知らんって言うのか、だから、責任を持たないって言うのか、第三者から言われてもみんなが回答できないってことにどうしてもつながっちゃうと思うんですよね。だからそこは、もう少しやったらいいかなと。その上で委員Gさんからお話のあった、現行条例のローラー作戦というか、しらみつぶし作戦はちょっと厳しいと思うので、やっぱりピンポイントで条例のここに関してはこういうふうにしていったほうがいいんじゃないかっていうことを、順番にやっていくということが効果的だと思います。そういう意味では最初の質問っていうのは今思うと、今頃気付くんですけど、これは委員Bさんがピンポイントで提案したそもそも委員Bプランだったと思うんですよ。ここにたぶん委員Bさん、委員Fさんはここに問題があって、ここを変えていけばよりよい条例ができるだろうなという、言ってみればこの問題を拾ってあるということだと思うんです。少なくとも条例を全部やったらいいと思うし、時間をかければいいと思うんですけど、最初の二つ、本当にやるべきなのかということに、もうちょっと共通認識持ちましょうよということと、もう一つはほとんどの町民が知らない中でも、まだ新しいものを作っていくということに対する意義はどうなのかっていうことをクリアしないと、私が思考停止して次のことに行けないですね。ちょっとちゃぶ台返しなことを言っていて申し訳ないんですけども。これはもちろん私個人の意見ですから。あくまで参考までに。

(事務局) 今おっしゃられた発言、条例の改正なり、新しい条例が必要なのか必要でないのかという議論になるが、この部会の発足当時から町長の意向をもって我々はこの作業を開始したのが現状。皆さんの中でこの条例の内容を審議していく中で、やっぱりこういうふうにしていかねければならないよねだとか、こうあるべきだよな条例ってという意見の中で、本当にこの条

例を改正していかなければならないといった気運なのか、議論なのか、最終的にそういった手続きに入っていくことになるのか。その最終的な判断として、今の条例があるから必要ないよねという判断は「あり」なんだと思うんです。それを見極めるために皆さんにしっかり議論していただければ良いと思う。我々は、町長が付託を受けて選挙で当選して町長になられて、公約として掲げられていますから、その担当部署としてこの作業を進めさせていただいているというのが率直な話。実際に町民の方々がまちづくりに携わっていきなり、作っていくという観点からいくと、この条例が必要なんだというところからも議論していただければ良いのかなと思ってます。あと、条例が町民の誰も知らないという話ですけれども、私は基本的に条例を町民が全て知る必要はないと思っています。どういうことで条例が町民生活につながっているかというところを理解してもらえば良いのかなと。条例の一つ一つ、国でいうと法律に基づいて色々なサービスや施策、事業が展開されているが、その法律を全て理解して町民が生活しているかという誰も理解していないと思う。でも結果として、どういう法律に基づいて、例えば給付金をもらえるとか、サービスを提供されているとか、下から理解していく方法はあるのかなと。なので今、委員I委員が言われたような知ってもらうための努力は当然必要のかなと思いますけれども、町民1万人がみんなこの条例を知ってもらう必要はないのかなと。ただし、このような条例に基づいて自分たちの生活が送られているのかなというのは知ってもらうような努力はしていく必要があるのかなと。ということでお答えさせていただければ。誰も知らないからと言って悲観する必要はない。

(委員C) 条例をあることすら知らないと言っている。中身を知らないではなくて、中身は知らないはおっしゃる通りで覚えきることではできない。そうではなくて、このまちに条例があることを知らない。そもそもあることを知らないから、ニュースが出たときに「何これ？」となる。

(事務局) おそらく風化したんだと思います。最初は20年くらい前の策定時には、ダイジェスト版などで説明もしていたが、結局機能しているところもしていないところもあるといったところで、徐々に機能しないものとなって風化してしまっていて、誰の記憶にも残っていないというのが現状なのか。その部分もまた知ってもらうとか、どういった行政サービスがこの条例に基づいて行われているかという部分を知ってもらう努力をしなければいけない。

(委員C) こういう条例があるんだということを同時に知ってもらうべき。

(事務局) この条例がまちづくりの基本になっているんだよということを知ってもらうのは大事なこと。そういったことを踏まえて、次回以降、最終的に改正は必要ないのではといった結論になる可能もありますけれども、それはそれで町長に報告していかなければならない。

(委員C) そんなことはないと思います。これだけ意見が出ていけば。

(事務局) おそらく、不足しているものとか、抜け落ちているものがこの20年近くある中で出てきていると思うので、一部改正くらいは必要になる可能性はあるかなと思っているが、そういったところも皆さんに議論してもらいながら、階段を一段一段登っていくような作業の方が皆さんにもゴールは見えるのかなと。なかなかゴールが見えない中でどこに向かって走って良いのか、目標も見えてこないのかと思うので。

(委員B) ありがとうございます。そうですね。やっぱり町民の意見を聞くというのが大きなテーマになってくると思うんですよ。町民の意見を聞く最大の町民集会とか、そういう部分が実行されていないと。そういうことが条例に書いてあるということ、町民が知らない。だから、悪循環になっていると。少なくとも町民が知る必要は必ずしもない。けれどもそういう制度がある。条例を知らなくても、そういう制度で意見を聞く、ここに意見を言う場所があるという

ことを知らせなければいけない。それが条例の意味。それが今実行されていない。地区別の住民集會も書いてあるけれども、一度も自治会とかで意見を集めていないと。ということは知らないからやっていない。やらなくても良い。だから町民はなおさら知らない。というそういう悪循環をちょっと見直して。だからルールになっていないんですよ、今。ルールというのは基本条例になってないんですよ。守らなくても良いから。だからそこはね、マイナーな変更でも基本条例にあげるということは僕はやったほうが良いと思っている。それをやるんだって。地区別の意見を集めるやつとかね。政策の説明会。条例を作るよりも、実行してもらった方が良い。今書いてあることを実行してもらったら相当進むと思う。みんなの知識も増えるし、意見も出るし。町民集會と地区別懇談会を条例は3年くらい4年くらいかかるかもしれません。でも地区別集會と町民集會はすぐやって欲しい。そしたら町民は条例のこと気にするようになりますよね。

(委員H) でも、それだときついと思いますよ。進み方がきつい。僕の意見ですよ。やっぱし、たたき上げを作って、改正は2年に1回なら2年に1回。美瑛町にはない。見直し規定。だから、それを入れることによって、1回、今それを入れた方が良いのではないかというものを入れてたたき上げて、そのものが現状のままならそれで良いんです。短いスパンで見直し期間を設定しても良いんです。そのことに対してしっかり議論していけば1人ずつ増えていくと思うんです。知っている人が。だから町民集會を開いて意見をもらって、意見をもらうとなるとなかなか難しく、收拾がつかなくてただ説明するだけになりますよね。

(委員B) そしたらもう少し良い形。一度実行してみなかつたら改善のしようがないですよ。やってみて色々。

(委員H) だから今いる部会の皆さんで、ここが足りない、あれが足りないで良いんじゃないですかね、単純に。そこで専門家としてこれを入れていきましょうと。そうしなければ、現行のままていくという形ですよ、基本的に。そこまでやって改正しなくても良いという結論に至ったときに、意見をまとめることが難しく、今ここにいる我々だけでも收拾が難しく、町民に問いかけるのは良いことなんですけど、少しずつ場を考えて皆さんに理解していってもらうという方が。

(事務局) 委員Bさんがおっしゃった「町民集會」はそういう意味ではないですよ。自治基本条例について意見を聞くということではなくて？

(委員B) そうそう。例えば、プールを作りますと。

(事務局) 条例に盛り込む前に、トライアル版のような町民集會をやってみてそういう条例を盛り込んでいったら良いのではないかとということ？

(委員B) 違いますよ。今10条に入っている地区別集會。それをやったらどうですかと。どうせこの議論は長く続くんだから、それは来年度からでもやったらどうですかと。

(委員H) それを条例に、今の部会の中での条例を変えるか否かという、その審議を入れていくと、今から入れると今までやってきたことが何かわからなくなってしまう。

(委員B) さっき言った意見の一つとして。今書いてあることもやれていないのに、変更の議論はないでしょと、早い話。いくら変更したって、やらなくて良いんだったら意味がないでしょ。

(委員H) それであれば、今の町民の考え方でいけば変更しなくても良いということ。

(委員H) 町民の意見を聞かなければいけないという意見は出ている、この部会でも。ただ、さっきの意見と一緒にどう知らせていくか。僕は知らせなくても、この会で進めていって、変更するかしないか、変更するのであればここを変更するし、そういった形でたたき上げて町民に

問う。それに変更がなければそれでOK。改正見直しのスパンを2年に1回なのか、3年に1回なのか、毎年でも良いですよ。審議してもらうことに対して。それによって広めていけば、少しずつ変えていかなないとなかなか収拾つかないですよ。そこから始めちゃうと何年後になっちゃうかわからないので。それは1回たたき上げて、修正したりしなかったり、それを町民集会で出していかないと。こうなりましたと。報告がなかったので同意されてこういうような形になりましたと。2年後に審議するときそういう意見を集約するというそういうスパンでなければ、今ここにいる人たちあと2年も3年もずっとここにいなければならなくなる。

(委員B) それはそうですね。課長に教えて欲しいんですけど、今条例に書いてある町民集会というのは、どのような議題を扱う町民集会というかそういうイメージをちょっと教えて欲しいんですけど。もしかしてこの条例の議論をしている間にも、そういうことをやる価値があるのかね。それから地区別というのは本当に実現できないのか。やっぱり色々経過あったと思うんですよ。ただどもやることはできないのか。

(委員H) それは部会長、やっぱりこの次の時に、皆さんに部会の中で意見まとめてもらってどうするか。そういうのも文章にして良いんじゃないですか。もう一度町民集會を何回か開いて、やった方が良いのか否かというのもやって、多数決じゃないんですけど。意見を貰った方が、今ここで討論するよりも。

(委員H) 我々が条例を見直すことに対して責任があるかないかという、責任は多少あると、責任感をもってやってるつもり。やっぱり伝えるのは、全員に伝えるのは難しいことなんで。それをどう広めていくかということは、やっぱりたたき上げてこうなりましたというのを見ていただいて、その説明を徐々にしていって、少しずつ広めていかないと。今問いかけてやると難しいんじゃないですかね。

(委員I) 今の委員Hさんのお話にあるとおり、今の段階で町民に問うのは厳しい。ものによってトライアル的にそれをちら見せしていくというのは、とっても効果的だし良いと思うんですよ。本来の私たちが取り組んでいる条例の骨子が、情報公開と町民参加だから、何もしないで全部「決まりました。文句ないよね」「決まりました。文句ないよね」ということだと、ちょっと我々の拠りどころがないというか。

(委員G) まず条例があるということを知ってもらうということであれば、広報に毎号「美瑛町には条例があります」と書いていくっていう。このことは条例に基づいてやっていますという、一文ずつで良いから毎号条例についてちょっとずつ小出ししていけば、どっかで1回くらい条例を見る人もいるんじゃないかと思うんだけど。

(委員C) いきなりボンとどうだと言われるよりは、イメージできるんじゃないかなと。

(委員G) 条例にはあなたのこのことにちょっと役立っていますみたいな。それがちょっとずつわかるように。毎号ちょっとずつ。

(委員A) ホームページのどこにあるのか。条例を探すのはすごく大変。

(委員B) 今の議論は僕もその通りだと思うんですけど。僕が言った町民集会というのは、Beコインを導入しますと。こういうことを考えていますと。使い方はこう考えているけど、何か配慮しておくことはありませんかという、条例に書いてあるのはそういうことをみんなに聞くために入れていると思うんですよ。地区別もみんなは美宙に集まれないから、自治会を通じて色々聞こうとそういうことだと思っているんですよ。それが1個も実行されていないのに、あれをなんかちょっと変えとか新しいものを作ってもね、またそれも実行できないんじゃないかという。それはルールと決めてないから、条例がルールでないからね。最高条例に、最高

規範にしたらルールになるわけですよ。でも、そんな議論はね、会長が言ったように少し時間もかかるし。なぜ今実行できていないのか、今の条例のままで実行できないのかというのを役場に検討して欲しい。そしたらみんなの意見を聞くというのが少しでも前に進むから。その中で今こういう条例があるんですよという話を徐々に入れていけばね、良いかなと。単に条例のことで美宙に集まってくださいと言っても来ないと思う。

(委員H) それは今ある条例も、もし変更した条例になっても同じことなんだよね。明日新しい条例ができました。それをそういうふうに積み重ねていって2年後に改正するとか。新しい条例に2年に1回見直すという文章を入れて、2年後に向けて見直す。そういう形にしていかなければ。

(委員B) ここに条例にあるがやってないということを役場に考えて欲しいという資料なんですよ。だから、いくら条例検討したってやれないものを検討しても仕方ないから、さっきの町民の意見を聞く2大イベントがそうなんですよ。そしてもう一つがまちづくり委員会なんですよ。これはもうほとんど決まってから出てくる。だからここは△ですね。

(委員H) 決まる前には公告してると思いますよ。

(委員B) 公告じゃなくて。考え始めて来年こういうことをやるんだと。町民生活に大きな影響がありますよということです。プール建設しますと。お金これだけかかりますと。税金もこれくらい使いますと。こういうのが決まってから出てくるというのがQ6ですか。決まってから出てくる。その部分なんですよ。だから条例を変えてもそのところは変わらないんですよ。制度をちゃんとしないと。

(委員F) どこで、誰が、何を決めるかということは、最終的な議決機関は議会ですよ。たぶんそうだと思うんですよ。町民が何かを決定するために会議をするということはほとんどないと思って良いと思うんですよ。もちろん意見は言えると思うんですけども、議決機関ではないんですよ。そこはやっぱり私たち理解しておく必要があるかなと思いますよ。私は、なぜこの条例を変えるのかというのをみんなで本当に意見を出し合ってお互い聞くのは、今日本当に良いなと思って聞いてたんですけど、もしかしたら変えないのもありだよというのも、それもありだと思うんですよ。そういう意見があっても当たり前だと思うんですよ。ここにそもそも集まったメンバーというのは、まちづくり委員会に参加したメンバーですよ。初めから条例を決めましようと言って集まったメンバーではないと思うんですよ。スタートラインがそういう状態だったと思うんですよ。だから、誰が何を考えているのか、条例をどうするのかなんて、本格的に今日初めて僕聞いたような、実は気がしているんです。スタート地点であったのは2つだと思うんですよ。美瑛町にはもう既に条例があるということです。それともう1つは、町長の公約として町長が町長に当選したということなんです。この2つなんですよ。であれば、町長はなぜ条例を新しく作るのか、作成したかったのかというのを僕らは考える必要があるんだろうと思うんですよ。でも残念ながらそこにはまだ至ってないと思うんですよ。条例をどうしていくのかというと、今言われたようにそのまま良いと、あるんだから直す必要ないと、いやいや、そうじゃなくて色んな不備があるから新規のものを策定するくらいの考え方が必要ですよという考え方、それからそこまでいかなくても少し見て加筆修正すれば十分使えるよという考え方。多分この3通りくらいに分かれていくんですけども、例えばそのまま良い、条例なんてなくても良いという考え方の方もいると思います。その場合はどうなるかということ、他の法律があるからです。物事を決める法律が全部ちゃんと揃ってるんです。今の日本には。本当の最高法規は憲法ですけども、地方自治法というのがありますよね。例えば

寿都町と神恵内町には自治基本条例はないんですよ。では誰があんな文献調査決めたんだという町長の肌感覚で決めたんですよ。議会で議決をとってみたら、4対4で最後は議長の採決で決まっちゃったんですよ。それをひっくり返そうとして地方自治法だったと思いますけれども、その中に議員をリコールするという項目があるらしいんですね。それを今やろうとしているんです。ですから、今の現行の法律の中でやれることはたくさんあるんだと思うんですね。私が自治条例をおそらく見直した方が良いと思ったのは、自治条例を読んだときに条文の書き方だとか、なんかちょっとこれフィットしないなと思った部分が、実は何か所かあったんですね。これ逆に恥ずかしいなと思いました。こういう条例のまま自治条例ですと置いておいたら何かちょっと違和感があるなと思ったんですよ。それと、加筆する必要があると思いました。他の町の条例を見ていて、実に美瑛の自治条例というのは、まわりくどくできているんですね。全文から読んでいくと。条文が先に出てきて、その条文のそれぞれの項目がまた次の条文になったりしているんですよ。こんなことってあり得ないだろうなと思いつつ読んでました。だから私が思うのは、いっぺん古い条文を読んだ後、自分たちがそれをどう体系づけていったら良いのかということを出し合って、あと専門家の方をお願いしていくという流れ。その中で出てくる、例えばこういう条文を入れたらこういうメリット、デメリットありますということをお教えしてもらいながら、何回かフィードバックしながら、専門家の方たちは言っていて、協力していただいて、あと事務局の人たちとか皆さんの意見を出し合っていながら進めていくのが良いのではないかなと思うんですよ。一番最初の出だしとしては、先ほど言いましたけれども、既に条例がありますということと、町長の公約だというのはわかるんですけども、皆さんが本当になんで今自分が条例をこうやって携わってて直す必要があるのかって感じたというのを聞かせていただければすごく参考になるなと思ったんですよ。これが私の意見なんですけど。

(委員G) 町長さんが立候補の時に公約として出した条例の改革というか改訂というか、よくわからないですけど、それが公約されて町長さんが当選なさって、だからこの条例を、でも町長さんは何かに条例を知っていて、どこかに不備があるとか、そういうなんかそういうのを感じていて、その条例をなんとかしたいと思って、当選したのではないかなと思うんですけど。そのことを私たちが知らないの、どういうこれで、公約に挙げたのか、改訂する理由、改正なのかなんとかするよう条例のことを挙げたのは、やっぱり不備というか自分にもここがおかしいのではないかなというのが、きっとあったと思うんですけど、だからそういう事をお聞きしたいなと思ったんですけど。

(委員F) そうですね。

(委員G) それが分からないと、なぜしようと思ったのか、そのもとのところを分からないので。

(委員F) 聞きたいですわたしも。

(委員A) 実はこの間用事があって、役場に来たら、たまたま町長がいたんですね。これやっているとすといったら、ご苦労様ですと言われて。町長やっぱり、みなさんの議事録は読んでるとおっしゃったんですね。そして、書いてありますように、私言いましたよね、町長の公約だからちゃんと説明してって話をしたら、失敗したって言ってました。失敗って言ったら変だけど、一番最初の時に行って、説明すればよかったという話はしてました。だからやっぱりそれだったらもう一回。

(委員D) いまからでも遅くはない。

(委員A) 遅くはないので。

(委員D) 逆にいま結構、ベースの知識がみんな出来てきたので。

(委員A) だからぜひ、それは事務局に。

(委員G) だからどこが、自分でなんかしなきゃならないと思ったのか、ぜひお聞きしたい。

(委員B) 僕もちょっと今日考えてきたんですけど、この場に来てもらうか、もし制度的にできないんだったら、まちづくりトークみたいな感じのところを設定して、こういうメンバーで話しても、いずれにしても町長と一回話するのはありかなとは思ってますけどね。

(委員F) 不備があるのか、新しく何かを自分が公約として掲げた中から、何かをしたいからそこに条例というものを付け加えたかったのか、だから町長じゃなくても、事務局サイドでこういう理由ですよというものが、もしはっきりするんであれば説明してもらえれば、それでいいなと思えますよ。それが動機づけに、私たちの動機づけにもなりますし、私自身は今ある条例を読んで、ひどい文言を使っているなとか思ったりしてるんですよ、実は。これ町民にこう言っちゃいけないだろうとか、権利のところは義務が書いてあったりするんですよ。これ町民ショックだろうとか。私もそれ読むまでは分かってませんでしたから、だからそういう意味では見直しをかけていくというのは、今の私の立場なんです、私の意見として。

(委員H) 基本的に僕はみんなで作るまちづくり、町長の4本柱のうちの、そこに焦点をあわせて見直しをかけて、それを公約に対しての紐を付けたいんだなというイメージなんです。

(委員F) 町長が言ったその4つの流れは、おそらく条例の中に反映させたいんだろうなと思いますよね。

(委員H) 条例を見直したことに対して、みんなで作るまちづくりにしようという。単純にそうなのかなという理解を僕はしている。

(委員A) まちづくりは町民が一緒になってやるんだよ。っていうことで、だからそのための叩き台がこれになる。

(委員F) それぞれがどう受け止めて、条例を作っていくかという思いは大事なことだと思うんです。

(委員H) みなさんの意見が上がってきたことに対して、聞きたいんだと思いますよ。町長はここをこうしたらいいとかはないと思いますよ。どうなのでしょうね。

(委員A) 私も立ち話で一分くらいのことだったんで。

(委員H) ここを変えたいんだっていうのはないんじゃない？

(委員F) でも、最後決めるのは町長ですからね。だから寿都町みたいな考え方だと、たぶんそういうふうになっていくんでしょうね。条例があってもなくてもそういう感覚で意思決定をしたと思うんですよ。でもそれをきちんと町民が見えるような形で、情報の公開と町民がどういうふう意見を出していくのかとか、町長がどんなふうな流れの中で自分たちが意思決定をしていくのかというのが、逆に町民側から見るとすっきりとそこにあると割と理解しやすいんですよ。そういうような気もしますけどね。

(委員B) そしたら、今日の議論の中で、やっぱり町長の話の一回、思いを聞かせていただいで、共有してみたらどうかというのは、事務局の方に検討していただくということで、ちょっと今予算の関係などで忙しいかもしれないけど。

(事務局) いいですよ、調整はできますけれど。

(委員B) というのが一つと、もう一つはさっき、委員Gさんと委員Hさんから言われた条文的にちょっとおかしいところを、私もこれに赤で色々引いてますが、そういうところをピックアップして、条文ごとに全部並べていくという作業と。あと、第4回の宿題の理念のところか

ら全部含めて、その中から引っ張り出して、条文にぶつける形でこういうものも一緒にこの中から引き出したポイントを付け加えるという作業になるかなというふうに思ったんですけど、委員Fさんどうですか。

(委員F) 事務局にお任せしますけど。

(委員D) ひとつだけ論点として、基本自治条例っていう言葉と、今のまちづくり条例はイメージ的には、住民参加条例みたいな感じが今の条例なのかなと。ちょっとたぶん違うもうちょっと広いというか、もうちょっと濃いボリュームとして基本条例っていう言葉があるのかなと。ちょっと自分の中でそういう感じなんですけど。そこってみなさん認識ってどうなんだろうと、ことばの定義がやっぱりちゃんとしていかないとイメージがバラバラになっていくので、今日は何を言いたいかというと、こうなったらいいというのが、レイヤーがバラバラというか、認識が違うんだらうと、ここは合わせた方がいいかなと。

(委員B) そうですね。その話は、専門家が今度来た時の質問事項にしてもいいんじゃないですかね。

(委員H) 町長の話が出てきたが、もし、町長に部会で聞きたいことがあるのであれば、意見をまとめた方がいいんじゃないですかね。これを聞きたいんだって、その意見がなくて、町長に来てしゃべってと言っても。もし聞きたいことがあればですけど、なければいいんですけど。何が聞きたいのかきちんとまとめた方が。

(委員A) 確かにそうですね。そういうのを出しておけば、事務局から町長に話が行くでしょうから。

(委員H) 一町民としても聞けるんじゃないですか、基本的にわざわざ来ていただくなくても。あの、どうでしょうかね、一町民としても出せば回答はくるんじゃないですかね。

(委員A) メールで出せば大丈夫だと思いますよ。

(委員B) この会議の抛り所となるものが欲しいという、だいたい皆さんがおっしゃっているから、その意味です。

(委員H) 部会の個人個人の方がすれば、わざわざ来てもらわなくても済むんじゃないですかね。それでいいんじゃないですかね。個人個人が共有すれば。別に僕は町長の意見聞きたいと思っ
てないし。ここで町長の意見述べられても今さらみたい。

(事務局) そういうところもあるんですよ、町長がこうやって考えてるから、そうやってやっていくのかという。それを一参考として、今後会議を進めていくという上で、みなさんが必要であれば、という私の考えであったので、町長に言われたからそうしていきますよということであれば、町長から意見聞いても、なんのために自治基本条例を作るのかという気がしていたんですよ。情報共有という意味で、まずは町長の考えを共有しましょうと、それを踏まえた中で、みなさんの思いを聞ける場になればといいなと思ってます。

(委員B) 町長が言ったからやるっていうのは、これは自治にはなっていないんですよ。

(事務局) そうなんです、まさしく。

(委員B) だから、町民と町長は対等なんですよ、自治の中ではね。

(委員F) 町長が言ったから自治条例を見直すとは、全然わたし思っていないんですよ。

(事務局) 皆さんで町長の思いを共有するだけの場を設定してくれという解釈で、次回それならいいかなと。

(委員F) 私は、事務局の方が町長はこういう思いで言われますよと、それでも構わないです。ペーパーでいただいてもいいですし。なぜそれを聞きたかったかということ、なんのためにそれ

をするのかというのが、それぞれバラバラの状況で実はスタートしているんじゃないかなと思ってるんです。だから、現行の自治条例が選択肢は3つありますとさっきお話しましたけど、それぞれがバラバラの状況の中で、今まで実はこうやってやってきているんじゃないかなと、わたしは思っているんですよね。ですから作れと言われたから、作るのではなくて、こういう理由があるからこうですっていうのは、またちょっと意識付けが違うんだ、スタート時点の本当は意識付けが違ったんだろうなって思ってるんですよね。

(委員H) スタート時点では4本の柱が、3回目に出てきて、そういう柱があってそれに伴った条例の更新だと思うんですよね。

(委員F) その4本の柱というのは、たしか議会かなにかの所信演説か何かの時に出てきているものなんですけれども、もし4本柱があるから自治条例をつていうのであれば、一番スタートラインの時にその4本をきちんと確認すべきだったんじゃないかなって私は思うんですよね。それで3回目に事務局からその説明があった時にわかりやすいなと思ったんですよ。だから何のためにつていうスタート地点を合せるのに3回目までかかっているんですよ。その4本の柱をしたいから自治条例をつていう話であれば理解できるんですよ。

(委員H) 公約は4本の柱ですよね？

(委員F) 公約は4本ですけどもそれを達成することが難しいから新しい自治条例を作るのか、今ある自治条例ではその4本の柱は達成できないのかっていう話なんですよ。

(委員H) その条例を、みんなで作る条例にしたいわけでしょ。美瑛町をみんなで作る。

(委員F) 今までの条例もみんなで作っているんじゃないんですか？

(委員H) もう一度そこも見直したらどうですかという提案じゃないんですか？

(委員F) 見直してみたらいいという提案ですか？

(委員H) たぶん。だから変えなくてもいいということ。

(委員D) 町長の資料を見たんですけど、リーフレットがあって。そうすると一つはみんなで作るまちづくりっていう柱があります。その中に町民の声として役場だけで決めている、なにを言っても変わらない、問題として役場だけで決めるまちづくりには限界がきています、なので変えます、町民が主人公のまちづくりに変えます、役場を町民に寄り添う組織に変えます、やるって言う中に、町長の1手目として「自治基本条例の策定開始」と書いています。

(委員H) それだけでも意図はわかる。

(委員G) 策定を開始するってことは作り変えるんじゃなくて新しいものを作るってこと？

(委員H) そういうふうには理解しなくてもいい。

(委員D) わからないですけど、美瑛の条例があるっていうのを知ってるか知らないかわからないですけど。

(委員F) 前文とか書いてることちゃんと書いてますよ。いいこと。今の条例も。紛らわしい書き方してたり、ちょっと表現が違うなと思ったりするところもあるんですけど、もっとシンプルにすれば町民主役になってますよね。

(委員B) 私が思うにはね、今のがみんなで作るだけでも、自治と基本条例になってないと。基本条例は最高になってないと。自治になってないというのは役場と町民の関係、どうお互いに信頼をもってやっていくか書かれていないので、というのが僕の解釈。

(委員D) 現行条例が自治条例ではないというのは一個論点かもしれないですね。

(委員B) 自治基本条例ではないと思っている。あまりはっきりは言えないけれどね。でも改訂でもいけなくはないと思うけどね。専門家でないけど。ちょっと専門家に聞いたらいいと思う

けど。

(委員 I) 委員Hさんの言う町長の意図が読めたというのはどう読めたんですか？

(委員 H) いや意図ではないですよ。町長の気持ち。4本の柱の公約に対して条例を改正するなりを一回揉む、揉み直す。ということで町長の公約が果たせる。公約を果たすために。だから変わっても変わらなくてもいい方にいったらいい訳で、とりあえずは一つの委員会で揉んでもらうという所がやっぱり大事なんじゃないかな。だから我々の中で変わっても変わらなくてもこっだけ日数かけて人が集まって議論しあって、我々もやったという気持ちもあるし町長もやっていただいたという気持ちもあるし公約があってなんですよ。基本的にね。だから今町長に来ていただいてどういう意味ですか？っていったらそのまんまだって。たぶん町長はこういう文章を入れてくれとかそういうことは一つもないしそれを言えないと思うんです。

(委員 G) 文章を入れてくれとかそういう意味じゃなくて、今策定って言ったでしょ？

(委員 D) 策定っていう意味がよくわからないですけど。

(委員 F) 策定っていうのはおそらく新規にという意味だと思うんですけど。

(委員 I) 策定と策定開始とは全然違いますよ。

(委員 G) だからその4本の柱を実現していくために、だから自治条例がどっかでなんか知っててそうやって言ったんだったら何かあったからだと、検討する何かがあったんじゃないかと。

(委員 B) 何かあったんですかと聞きますか？やっぱりね、僕らがこういう機会にね、こういうことよくなったらいいなということはどうやって実現するか、私もさっき言いましたけれども、変えなくても実現できるんだったらそれが一番で、やっぱり将来に向けたら変えた方がいいと。

(委員 C) みんなでつくるまちづくりというところで町民の声っていうのがあって、役場だけで決めている、決まったことの報告だけ、何を言っても変わらない、っていうのを書いてあるんですよ。なので問題って書いてあって、問題は役場だけで決めるまちづくりには限界がきていますと書いてあるんですよ。それで変えますやります、そしてやりますの中に今の自治基本条例の策定開始ってなってます。

(委員 B) まあ時間もあれだっておっしゃってるんですけど、委員Eさんの意見に対して委員Iさんがちょっと問題提起されてこの話始まりました。で、町長が言ったから我々が公約達成のためにやっているっていうことはありかなしか。これ皆さんどう思われるかね。そこはつきりして、でも僕はね、やっぱりこうなってほしいなと思ってきたので、最初はそうだったかもしれないけど、やっぱりやった方がいいと僕は思っています。他の方がどう思うかですよ。町長を呼んでまでしないと僕ら意識付けしないのか、そのあたりちょっと聞かしていただけますか？せっかく長い議論なんでね。どうですか？単純に呼ばないとダメか？呼ばなくてもできるのか？

(委員 F) 私は呼ぶ必要は特別ないと思う。ただ町長の真意がどこにあるのかっていうのは一回確認はしておいていただきたいと思うんです。それはスタートラインとして私は大事なことなんでしょうとってるんです。それとは逆に今の現行の条文を読むとちょっと表現が違うとか、まわりくどい表現でわかりづらいなとか思うところはたぶん私は感じられました。たぶんそういうところがあるので私はもう一回見直しをかける方がいいだろうなと思っています。一番最初の動機付けっていうのが本来私は皆さんと共有したかった部分なんです。なぜ条例を自分たちは変えるのかっていうのがわからないと、どこへ向かっていくのかわからなくなってしまうんですよ。実はね。それと、条例がなくても、条例があってもいいまちになってますかってことなんですよ。そうは言いきれない部分がたくさんあると思うんです。それは日本には

法律が他にもいっぱいあるからです。他の法律を適用するときちゃんとできます。自治体の運営はできるようになってます。でもあえてそれを作ろうというのは、やっぱりわかりやすくすること、町長が自分でそれを作りたいと言ったのは、おそらく自分の意思決定っていうのを町民の声を聞きあげてしたいって、そういう思いがあるからだろうと私は勝手に理解してるんですよ。勝手になんですよ。だからそういう部分を本当はスタート時点で聞くべきだったんじゃないかなと思っています。

(委員B) もうスタート終わって5回目なんで、あの、ここからね・・・

(委員F) あの委員Bさん、ここはね、言わしてください。私スタート時点で実はお願いしました。で進め方もそれぞれの考え方があると思いますけれども、実はその進め方も皆さんときちんと議論をした上で進めるべきじゃないかと私は実は思っています。そうしないと本当にどっちにいくのかわかんないまま終わってしまうような気がしてたんです。

(委員G) そうなんですけど、最初の方は町長さんね、わからなくても、それがわかっているともいいと思っていました。実は私も。だけど私はわからない方だから、定義づけっていうか動機付けて、本人の口からはっきり聞いてこういうふうにしたかったっていうのが聞いた方が自分としては良かったんですよね。前の時に委員Fさんおっしゃってましたけど、やっぱり私もいらなかなと思ったんですよ。その町長さんの、来てもらって言うじゃなくってお考えを最初のうちにきちんと聞いていれば、4本柱をつくるのに確かに土台があった方がよかったのかもしれないですけど、はっきり口からどういうふうで、そういうのをやりたいんだって聞けばよかったなと今では思っています。だからできれば、聞けるんだったら聞けたらありがたいかたと思うんですけど、これは私一人の意見ですけどね。もしあれだったら私が一人で町長さんに聞いてきてもいいですけど。

(委員B) 全員で聞くか、個人個人でメールで聞くか、そのどっちかだけでも決めませんか？どうしましょう？

(委員F) 町長に来ていただかなくても別にいいんですよ？委員Dさんのそれはリーフレット？

(委員D) 町長選に出た時のパンフレット。

(委員B) 4月の演説の時に2年間言っておられるから、まずそこをね、コピーかなんかで一回皆に配ってみましょうか？まず。

(委員F) いや、それ見られますよね？

(委員I) それちょっと違うと思いますよ。当選する前の公約と町長になってからの立場はささやかですけど違いますから、その公約はね、今とは切り離して、今の考えは今の考えでいけばいいのかなと。私はどっちかと言えば、来ていただく必要はないと思っているし、町長のご意見で今後の判断が変わるということはないと思います。

(委員B) 僕もそう思います。議会で2回演説されているんですよ。初年度と2年目に。両方とも入ってるんで、まずそれを読んでからということのコピーと申し上げたんです。必要な人は、僕は読んだけど。あの、議会の演説あるんですよ。議会で、それにまず書いてあるんですよ。自治基本条例のことを。あの、どうしましょう？個人的にいつてみますか？まず。誰でも町長室に入れるってことになっているので。予約して。

(委員D) それは好ましくない。

(委員F) 僕が言いたかったのは、きちんとした方向性をみんなで持つ、例えば委員Iさん言いましたけど、コンセンサスを得るというのは逆に言うと今までコンセンサス得られてました

か？ってことなんですよね。

(委員 I) 町長のお話が聞きたいという人と、聞かなくてもいいという人がいらっしやって、聞きたくないとか来てほしくないという人はいないんですよ。だから別に聞く必要はないかなと思っている人も別に来てもらっても問題ないわけですから、これがABCとあったら今のところ絶対に反対のCの人はいないわけですから、それは来ていただくでも僕はいいと思います。

(委員 H) いいですけど、一方的にお話を出してもらおうのか、質問をちゃんと作ってきていただかなければ。

(委員 I) 質問を作った方が来ていただきやすいかもしれませんね。

(委員 H) 作らないとなかなか難しいし、文章もありかなと。本人に書いてその場で本人に答えるというのはなかなか難しいから。わざわざ来てもらう必要は・・・。

(委員 F) 事務局サイドとしては町長に来てもらうっていうのはなかなか難しい？

(事務局) 全然大丈夫だと思います。

(委員 F) 事務局がその回答をもらって、話していただくっていうのはどうなんですか？

(委員 G) 実際に聞けるのであれば来て、私はこういうふうこういうことをやりたいんですみたいなことを言ってもらえれば、すごくわかりやすい。

(委員 B) そしたら来てもらう方向で質問事項を集めましょうか？その時に質問しますか？

(委員 H) それは質問を事前に用意した方がいいと思う。

(委員 G) 中の細かいちまちましたことを聞くんじゃなくて、この条例を策定したいと思ったきっかけの、その4本の柱を作るのにあたって、方向性を決めるのにあたって、策定っていうのはどういう意味があって策定とおっしゃられたのでしょうかという、そこのところを聞きたい。

(委員 D) 今の条例だと自治条例に近い条例としてあるんだけど、これと自治条例的ではないかもしれないという部分を町長としてどこまで求めているか、今のやつを少し改善したほうがいいのかどうか。

(委員 B) そしたら事務局あたりにメールするということがいいですか？よろしくお願いします。それでは今後の日程としては？

(事務局) 2月下旬か3月上旬に専門家の講演会を開催したいと思っています。コロナの影響でできない場合はオンラインでの開催も予定しています。本来は議員と職員とを集めて行おうと思っていたんですけど、難しい状況になれば、最悪専門部会にだけでも先にオンラインでつないでお話を聞くことを、今年度中には行いたいと考えています。

(委員 I) 専門家の方との機会は何回くらいを想定されますか？

(事務局) 3月末までには1回と考えています。

(委員 I) 1回では少ないと思うんだけど、策定が進む中で新たなとか、策定が進んだから余計に知りたいこととか、確認したいことがでてくると思うんですよ。1回だけになっちゃうと、2月か3月に1回だけっていうのはちょっと厳しいかなと思って。

(事務局) 新年度については皆さんに講演会での話を聞いていただいたあとに、専門家にどのように関わってもらうかを話し合ってもらって、関わらないという判断もあるとは思いますが、ある程度関わっていただけるような体制は作っていききたいなとは思っています。

(委員 H) 現行条例についての質問も問題ない？

(事務局) 現行条例についても専門家の方には事前に相談しています。

(委員 H) 町長との話はどうするか？1時間と決めればいいのか？

(事務局) でも今日みたいな話し合いになれば長くなる可能性もあるが？

(委員B) 動機付けということに絞って・・・。

(事務局) 町長が言ったからといってどうだとかいう寄った考えを持つ場ではなくて、町長の思いを確認というか共有する場としての設定であればいいのかなと思います。

(委員D) どういう思いで、どういうことを加えたかったのかは確認しておきたい。

(委員G) そうそう。

(事務局) 理想論と現実論があまりにも乖離しすぎているので、それをどう近づけていく必要があるのかという気はしています。理想はみんなでまちを作っていくこと、地方自治という考え方というのがあるんですけど、それって理想論なので、全て美瑛町の町政運営がそれで行えるかっていうとそれは不可能な話なんです。なのでピンポイントで委員Bさんが言われるようにプールの時の話が突然出てきて、結果しか知りませんか、地域通貨がどうだとか、ピンポイントで言われるとなかなか辛いものがあるんですね。だから行政全般、町民を無視した行政運営をしていくのかというところではなくて、それなりに進んでいるところもあれば、時間的都合だったり、色々な都合の中で行政が運営されている部分もあるので、だから地方自治がどう成り立っているかという理想の部分と、町政運営という現実の部分とある程度すりあわせて考えていく必要があるのかなと。だから役場って批判されやすいのかなと、自己弁護になる部分もあるんですけど、怠慢な部分も当然あるとは思いますが、課によってそういった温度差も当然あるでしょうし担当者によってもありますし、だからってそれをそのまましておくのは今回の改正で直していけばいいし、だけど現実それが不可能な事案があるってということもある程度理解しておいてもらいたいと思います。だからと言って現実だけを見て条例を作る訳もいかないのだから委員会の中で基本的な考え方は統一した中で、理想を見つつ現実という部分もある程度加味しながら条例の検討をしていただければありがたいかなと考えてます。そういう事情もありながら役場は運営されているところもありますので、だから間違いなく町民参加の原則だったり理念だったりというところは基本になるとは思いますので、そういうところがないがしろにできないということは当然我々も肝に銘じて仕事しているつもりではいるんですけども、次回町長のお考えを聞いていただいて、皆さんがどう咀嚼して検討していくかということを考えていただければと思います。町長との話の会議については2時間くらいで設定して、前半の1時間で町長の話聞いて、後半は皆さんで話し合ってください時間として進めたいと思います。

(事務局) 専門家の方の講演会については先ほども申し上げたとおり、2月下旬か3月上旬に開催したいと考えてます。それを踏まえて、専門家の方に継続して専門部会を引っ張っていただくか、ポイントで助言をいただくか、事務局を通じて関わるか、その方法を皆さんで話し合っていて決めていきたいと思っています。また、専門家の方と専門部会の皆さんが意見交換ができる場も設定したいと思っておりますので、率直な質問を出していただければと思っています。

その他

- ・次回に向けて専門家の方の講演会及び町長との懇談会の準備を進める。

4 閉 会